



茨城県報

第 626 号

令和 7 年 (2025 年) 7 月 3 日
木 曜 日

目 次

告 示	ページ
●知事指定薬物の指定 (薬務課)	2
●保安林の指定の予定 (2 件) (林業課)	3
●定款変更の認可 (農村計画課)	4
●駐車場利用料の徴収期間 (都市整備課)	4
(公 安 委 員 会)	
●犯罪被害者等早期援助団体の名称等の変更の届出	4
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及び同職務代理者の選任	5
●参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時	5
●参議院茨城県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	5
●参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所	6
●参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法第175条第 3 項及び第 6 項の規定に基づくくじを行う日時及び場所	6
●参議院茨城県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日	6
(選 挙 長)	
●参議院茨城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所	6
●参議院茨城県選挙区選出議員選挙における選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上となった場合のくじを行う場所及び日時	7
(選 挙 分 会 長)	
●参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所	7
●参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合のくじを行う場所及び日時	7
公 告	
●令和 7 年度茨城県クリーニング師試験の実施 (生活衛生課)	7
●県営土地改良事業計画の変更 (農村計画課)	9
●公共測量の実施 (2 件) (用地課)	9
●公共測量の終了 (用地課)	10
●開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)	10

規 程

（選挙管理委員会）

●茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規
程……………11

告 示

茨城県告示第681号

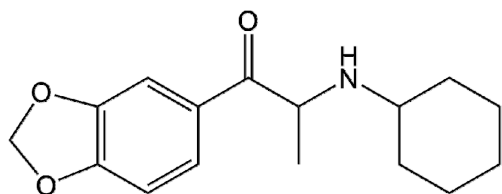
茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号）第10条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和 7 年 7 月 3 日

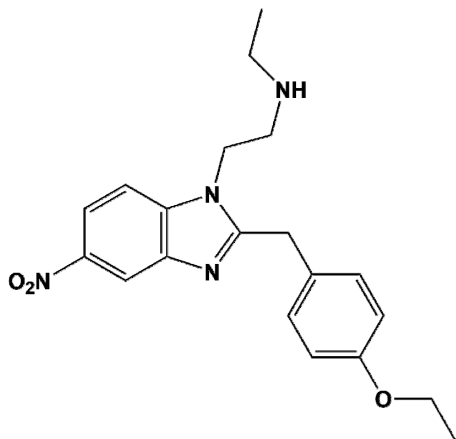
茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 知事指定薬物の名称

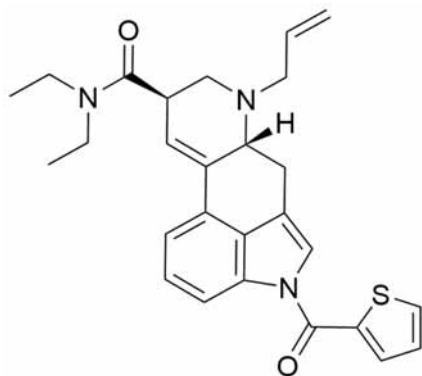
- (1) 1－（ベンゾ[d][1,3]ジオキサール－5－イル）－2－（シクロヘキシルアミノ）プロパン－1－オン及びその塩類



- (2) 2－{2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－ニトロ－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル}－N－エチルエタン－1－アミン及びその塩類



- (3) （8R）－6－アリル－N，N－ジエチル－1－（チオフェン－2－カルボニル）－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類



2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に人の健康に被害が生ずると認められ、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

3 指定の効力が発生する日

令和 7 年 7 月 4 日

茨城県告示第682号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定を予定している森林の所在場所

茨城県笠間市本戸字出端2632番、字長沢2633番、2634番1、2638番、2639番、2848番、2849番、2851番3、字ニカン畑2840番、字大芝原2842番、2846番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び笠間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第683号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 指定を予定している森林の所在場所

茨城県笠間市大郷戸字後道852番から854番まで、856番、857番、字後釜1155番1、字入1159番

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び笠間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第684号

吉川土地改良区から令和 7 年 3 月 7 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により令和 7 年 6 月26日認可した。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

茨城県告示第685号

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、大洗公園駐車場の利用に関し、利用料金を納付しなければならない期間を以下のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 期 間

令和 7 年 7 月19日から令和 7 年 8 月24日まで

（公 安 委 員 会）

茨城県公安委員会告示第54号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県公安委員会委員長 藤 川 雅 海

1 犯罪被害者等早期援助団体の名称

公益社団法人いばらき被害者支援センター

2 変更に係る事項

代表者の氏名

（変更前）荒川 誠司

（変更後）川上 俊也

3 変更年月日

令和 7 年 5 月 8 日

（選挙管理委員会）

茨城県選挙管理委員会告示第16号

令和 7 年 7 月 20 日に行われる参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項の規定により、また、これらの者に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条第 1 項の規定によりそれぞれ次のとおり選任した。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

1 茨城県選挙区選出議員選挙

選挙長、職務代理者の別	住 所	氏 名
選 挙 長	つくば市	星 野 学
同 上 職 務 代 理 者	取手市	鷲 田 美 加

2 比例代表選出議員選挙

選挙分会長、職務代理者の別	住 所	氏 名
選 挙 分 会 長	水戸市	根 本 博 文
同 上 職 務 代 理 者	ひたちなか市	清 水 道 子

茨城県選挙管理委員会告示第17号

令和 7 年 7 月 20 日に行われる参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 78 条の規定により次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

名 称	場 所	日 時
茨城県選挙区選出議員選挙選挙会	茨城県庁	令和 7 年 7 月 23 日 午前 10 時
比例代表選出議員選挙茨城県選挙分会	茨城県庁	令和 7 年 7 月 23 日 午前 10 時 30 分

茨城県選挙管理委員会告示第18号

令和 7 年 7 月 20 日に行われる参議院茨城県選挙区選出議員選挙における政見放送について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 14 条第 1 項の規定により各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 3 日 午後 5 時30分
- 2 場 所 茨城県庁

茨城県選挙管理委員会告示第19号

令和 7 年 7 月20日に行われる参議院議員通常選挙における選挙公報掲載順序の決定のくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

選 挙 の 種 類	日 時	場 所
茨 城 県 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙	令和 7 年 7 月 4 日 午後 5 時30分	茨城県庁
比 例 代 表 選 出 議 員 選 挙	令和 7 年 7 月 7 日 午前10時	茨城県庁

茨城県選挙管理委員会告示第20号

令和 7 年 7 月20日に行われる参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第 3 項及び第 6 項の規定に基づくくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 3 日 午後 6 時15分
- 2 場 所 茨城県庁

茨城県選挙管理委員会告示第21号

令和 7 年 7 月20日に行われる参議院茨城県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場に同法第143条第 1 項第 4 号の 3 及び第 5 号のポスターを掲示することができる日を同法第144条の 2 第 5 項の規定に基づき次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

ポスター掲示場に掲示することができる日 令和 7 年 7 月 3 日

（選 挙 長）

選挙長告示第 1 号

令和 7 年 7 月20日に行われる参議院茨城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

参議院茨城県選挙区選出議員選挙選挙長 星 野 学

茨城県庁 茨城県選挙管理委員会事務室（ただし、選挙期日の公示日の午前 8 時30分から午後 5 時までは茨城県庁講堂において行う。）

選挙長告示第 2 号

令和 7 年 7 月 20 日に行われる参議院茨城県選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が 10 人を超えた場合又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上となった場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

参議院茨城県選挙区選出議員選挙選挙長 星 野 学

- 1 場 所 茨城県庁
- 2 日 時 令和 7 年 7 月 18 日 午前 10 時

~~~~~  
(選 挙 分 会 長)

**選挙分会長告示第 1 号**

令和 7 年 7 月 20 日に行われる参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

参議院比例代表選出議員選挙茨城県選挙分会長 根 本 博 文

茨城県庁 茨城県選挙管理委員会事務室（ただし、選挙期日の公示日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までは茨城県庁講堂において行う。）

**選挙分会長告示第 2 号**

~~~~~  
令和 7 年 7 月 20 日に行われる参議院比例代表選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が 10 人を超えた場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 3 日

参議院比例代表選出議員選挙茨城県選挙分会長 根 本 博 文

- 1 場 所 茨城県庁
- 2 日 時 令和 7 年 7 月 18 日 午前 10 時 30 分

~~~~~  

---

**公 告**

---

**●令和 7 年度茨城県クリーニング師試験の実施**

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条の規定によりクリーニング師試験を次のとおり実施するので、茨城県クリーニング業法施行細則（昭和 37 年茨城県規則第 23 号）第 5 条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 受験申込票の受付日時  
令和 7 年 10 月 14 日（火曜日）から 10 月 16 日（木曜日）まで  
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで
- 2 受験申込票の受付場所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁行政棟14階 保健医療部生活衛生課

※受験申込は、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送によるものは受理しない。

### 3 試験日時及び試験会場

- |                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 試験日        | 令和 7 年11月 8 日（土曜日）            |
| (2) 試験会場への集合時間 | 午前 9 時15分                     |
| (3) 試験時間       | 午前10時から                       |
| (4) 試験会場       | 水戸市下大野町6212<br>茨城県立水戸高等特別支援学校 |

### 4 試験科目

- (1) 学科試験
- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (2) 技能試験
- ア 洗たく物の処理に関する技能（繊維の鑑別及びアイロン仕上げ）

### 5 受験資格

受験資格は、次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条（高等学校の入学資格）に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の 2 年の課程を終わった者
- (3) 前各号に掲げるほか、厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

### 6 提出書類

- |                                                              |     |
|--------------------------------------------------------------|-----|
| (1) クリーニング師試験受験申込票（茨城県クリーニング業法施行細則様式第 7 号）                   | 1 部 |
| (2) 写真（受験申込票提出前 6 ヶ月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向き、縦4.5cm、横3.5cmのもの） | 1 葉 |
| (3) 履歴書（横書きで写真は不要）                                           | 1 部 |
| (4) 最終学校（各種学校以外のもの）の卒業証明書又は卒業証書の写し                           | 1 部 |
| ※なお、卒業証書の写しを提出する場合は、原本も持参すること。                               |     |
| (5) 戸籍謄本又は抄本（卒業証明書等の氏名が現在の氏名と異なっている場合に限る。）                   | 1 部 |
| (6) 受験手数料7,500円相当額の茨城県収入証紙                                   |     |

※収入証紙は受験申込票の所定の収入証紙貼り付け欄に貼り付けること。収入証紙には消印を押印しないこと。

なお、受験手数料は、受験申込票を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

### 7 合格発表

令和 7 年12月 5 日（金曜日）午前 9 時から次の各号に掲げる方法により発表する。

なお、電話による問合せには、一切応じない。

- (1) 茨城県庁行政棟14階保健医療部生活衛生課入口に合格者の受験番号を掲示する。
- (2) 茨城県保健医療部生活衛生課ホームページにおいて合格者の受験番号の情報提供を行う。
- (3) 受験者全員に合格証書又は不合格通知を送付する。

### 8 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が茨城県保健医療部生活衛生課に受験票を持参し、開示の請求をすること。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできない。

| 開示する内容      | 開示の日時              | 開示の方法 |
|-------------|--------------------|-------|
| 科目別得点及び総合得点 | 可否発表の日から1ヶ月内の執務時間中 | 閲覧    |

#### 9 その他

- 受験申込票は、令和7年8月15日（金曜日）から茨城県保健医療部生活衛生課及び県内各保健所（支所含む。）において配布する。
- 受験申込票の郵送を希望する場合は、宛先を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角型2号〔縦33cm×横24cm程度〕）と「クリーニング師試験受験申込票希望」と書いたメモを同封し、茨城県保健医療部生活衛生課へ請求すること。
- 受験資格に偽りがあることが判明したときは、合格を取り消す。

#### 10 この試験に関する問合せ先

茨城県保健医療部生活衛生課

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県庁内

電話 029 (301) 3414 FAX 029 (301) 3439

E-mail seiei6@pref.ibaraki.lg.jp

#### ●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定に基づき、県営南友部地区土地改良事業（区画整理）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第18項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和7年7月3日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 縦覧に供する書類

変更後の県営南友部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し

#### 2 縦覧の期間

令和7年7月4日から令和7年7月24日まで

#### 3 縦覧の場所

茨城県県央農林事務所のウェブサイト

#### ●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 測量計画機関 東海村
- 2 作 業 種 類 公共測量  
航空写真撮影、写真地図作成（レベル1000）12.5cm、  
都市計画基本図作成（レベル2500、一部範囲のみレベル1000）
- 3 作 業 期 間 令和 7 年 6 月 23 日から  
令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 作 業 地 域 東海村全域

- ~~~~~
- 1 測量計画機関 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所
  - 2 作 業 種 類 公共測量（4 級基準点測量）
  - 3 作 業 期 間 令和 7 年 6 月 17 日から  
令和 7 年 12 月 26 日まで
  - 4 作 業 地 域 つくば市
- ~~~~~

●公共測量の終了

茨城県報で公示した測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条の規定に基づく「公共測量の実施」について、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき次のとおり終了した旨通知があったので、同条第 3 項の規定に基づき公示する。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 県 報 公 示 日 令和 6 年 9 月 2 日
  - 2 測量計画機関 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所
  - 3 作 業 種 類 公共測量（4 級基準点測量）
  - 4 作 業 終 了 日 令和 7 年 5 月 30 日
  - 5 作 業 地 域 つくばみらい市
- ~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡美浦村大字土屋字山下1980番54
- 2 事業主の住所及び氏名  
常総市篠山865番地 7 ChataigneⅡ 101号室  
今 泉 和 真、今 泉 光 紅

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶉野2066番81、同番367、同番368、同番369、同番370、同番371、同番372、同番373、同番374、同番375、同番376、同番377、同番378、同番379、同番380、同番381、同番382、同番383、同番384、同番385、同番386、同番387、同番388、同番389、同番390、同番391、同番392、同番393、同番394、同番395、同番396、同番397、同番398、同番399、同番400、同番401、同番402、同番403、同番404、同番405、同番406

2 事業主の住所及び氏名

土浦市荒川沖 5 番地46

株式会社朝日コーポレーション

代表取締役 木 沢 藤 房

規 程

（選挙管理委員会）

茨城県選挙管理委員会規程第 2 号

茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 7 月 3 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成 6 年茨城県選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式備考 4 (2) 中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に、「386,500 円」を「419,000 円」に、「5 円 18 銭」を「5 円 62 銭」に改める。

別記第 6 号様式備考 4 (2) 中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に、「586,905 円」を「609,690 円」に、「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に改める。

別記第 7 号様式その 2 別紙備考 1 中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に、「386,500 円」を「419,000 円」に、「5 円 18 銭」を「5 円 62 銭」に改め、同様式その 3 別紙備考 2 中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に、「586,905 円」を「609,690 円」に、「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）  
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1（代）